

自主点検表（地域密着型通所介護）

※ は令和 6 年度介護報酬改定において改正のあった部分

	点 検 内 容	点検結果	備考
第1節 基本方針	基本方針（基準19条） ○ 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。 ○ 事業運営の方針は基本方針に沿ったものになっているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
第2節 人員に関する基準	従業者の員数（基準20条） ○ 事業者が事業所毎に置くべき従業者の員数は、次のとおりになっているか。 生活相談員 ○ 提供時間数に応じて、専らサービスの提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 ○ 社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっているか。 看護職員 ○ 単位ごとに、専らサービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 介護職員 ○ 単位ごとに、提供時間数に応じて、専らサービスの提供に当たる介護職員が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数となっているか。 ○ 単位ごとに常時1人以上従事されているか。 機能訓練指導員 ○ 1以上になっているか。 ※なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 ※ 利用定員10人以下の従業者の員数 ○ 上記の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、提供時間数に応じて、専らサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上確保されるために必要と認められる数としているか。 ○ この場合、生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤となっているか	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	生活相談員 人 看護職員 人 介護職員 人 機能訓練指導員 人
	管理者（基準21条） ○ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所等の職務に従事することができる。ただし、その場合でも、当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者へのサービス提供場面で生じる事象を適時かつ適正に把握し、対処しなければならない。	はい・いいえ	兼務の有無 有・無

	点 検 内 容	点検結果	備考
第3節 設備 に 関 する 基 準	設備及び備品等（基準22条） ○ 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。また、専ら当該事業の用に供するものとなっているか。（利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。） ○ 食事提供、入浴介助がある場合は厨房設備、浴室が整備されているか。 食堂及び機能訓練室 ○ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。 （食堂と機能訓練室の合計面積：3㎡×利用定員以上） ○ 事業所の機能訓練室等と、当該事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等の場合、スペースが明確に区分されているか。また、それぞれの区分が設備基準を満たしているか。 相談室 ○ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。 ※ 提供している場合のみ記載 ○ 利用者に対するサービス提供に支障がない場合で、当該事業の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合、サービス提供開始前に知事（市）に届け出ているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
第4節 運 営 に 関 する 基 準	内容及び手続の説明及び同意（基準3条の7準用） ○ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、指定地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書又はデータ^{データ}を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ○ わかりやすい説明書やパンフ等の文書を交付して懇切丁寧な説明を行い、同意については書面で確認しているか。 提供拒否の禁止（基準3条の8準用） ○ 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 （※正当な理由とは ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者に対し自ら適切な介護を提供することが困難な場合 ③利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	登録者 人 中 重要事項説明書 人 分有
	サービス提供困難時の対応（基準3条の9準用） ○ 実施地域等を勧奨し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	はい・いいえ	過去1年間に利用申込みを断った事例： 有・無
	受給資格等の確認（基準3条の10準用） ○ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 ○ 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第 4 節 運 営 に 関 す る 基 準	要介護認定の申請に係る援助 （ <u>基準3条の11準用</u> ） ○ サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	○ 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	心身の状況等の把握 （ <u>基準23条</u> ） ○ サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	はい・いいえ	
	指定居宅介護支援事業者等との連携 （ <u>基準3条の13準用</u> ） ○ サービス提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ○ サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 （ <u>基準3条の14準用</u> ） ○ サービス提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号（第65条の4各号）のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービス提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 （ <u>基準3条の15準用</u> ） ○ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスの提供を行っているか。	はい・いいえ	
	居宅サービス計画等の変更の援助 （ <u>基準3条の16準用</u> ） ○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	サービスの提供の記録 （ <u>基準3条の18準用</u> ） ○ サービスを提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費等の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ○ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	利用料等の受領 （ <u>基準24条</u> ） ○ 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けている	はい・いいえ	

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第4節 運営に 関する 基準	か。 ○ 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていないか。 ○ 上記のほか、利用者から受けることのできる以下の費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ○ 上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	保険給付の請求のための証明書の交付（基準3条の20 準用） ○ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	はい・いいえ	
	地域密着型通所介護の基本取扱方針（基準25条） ○ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 ○ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	地域密着型通所介護の具体的取扱方針（基準26条） ○ 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。 ○ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮しているか。 ○ サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。 ○ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ○ サービスの提供に当たっては、利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行っていないか。また、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その理由や利用者の状況及び期間について、記録をしているか。 ○ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ○ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第4節	練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。		
運営に関する基準	地域密着型通所介護計画の作成（基準27条） ○ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。 ○ 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。 ○ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ○ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。 ○ 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	利用者 人中 居宅サービス計画 人分有
	利用者に関する市町村への通知（基準3条の26準用） ○ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ	左記①又は②に該当する利用者 有・無
	緊急時等の対応（基準12条準用） ○ サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	マニュアル 有・無
	管理者の責務（基準28条） ○ 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 ○ 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	運営規程（基準29条） ○ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	直近改正 年 月 実際の運用との整合性 適・否 重要事項説明書との整合性 適・否

	点 検 内 容	点検結果	確認資料等
第4節 運営に 関する 基準	勤務体制の確保等 （基準30条） ○ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。 ○ 事業所ごとに、当該事業所の従事者によってサービスを提供しているか。（ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない（調理、洗濯等））。 ○ 従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。その際、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ○ 職場において行われるセクハラやパワハラにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	各月の勤務表 有・無 研修記録 有・無
	業務継続計画の策定等 （基準3条の30の2準用） ○ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。 ○ 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ○ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無 実施日 年 月
	定員の遵守 （基準31条） ○ 利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていないか。（ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。）	はい・いいえ	
	非常災害対策 （基準32条） ○ 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ○ 事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ※なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	はい・いいえ はい・いいえ	消防計画 有・無 風水害に関する計画 有・無 地震に関する計画 有・無
	衛生管理等 （基準33条） ○ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ○ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	はい・いいえ はい・いいえ	マニュアル 有・無

	② 提供した具体的なサービス内容等の記録 ③ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 利用者の不正利用等に係る市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録		
--	--	--	--

※「基準」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３４号）を指します。